

目がら川柳社

魚市場威勢があつて活気湧く  
魚偏多すぎ読めぬ寿司湯のみ  
あれこれと旬の魚をもらい受け  
山菜を魚醬使った母の味  
魚市場活気あふれる競の声  
楽しんで家庭菜園ボケ防止  
漁師町魚の顔が季節告げ  
家中を敵にまわした恋騒動  
永らえて焦がれたひとの名も忘れ

坂下二三子  
西尾 善春  
炭谷 良子  
遠藤美朝子  
村中 光彦  
橋田明日香  
小松 彰一  
山本 静香  
小松 糸葉

西浦川柳会

寒にたえ芽吹く万物変わり行く  
変わり行く我が家が街負けないで  
次々と災害おこる世に変わり  
口達者体力変化身にこたえ  
地が揺れて城も民家も一変す  
風変わり加齢がないのサザエさん  
花便り日本列島駆け抜ける  
見る夢が正夢たれと手を合わす  
級友と永遠の別れを見送って  
花便り散らせて泣かす大地震  
古き友忘れた頃に便り来る  
一筋の趣味に生きると便り来る

小松 康子  
林 ちた子  
三井かほ里  
赤崎 がな  
みやみちさかし  
柴田 政行  
西尾 海春  
古森 真猿  
高島 和子  
池田 洋子  
芝山 照子  
川上 富子

富来俳壇

清新の気の充滿や更衣  
紹の法衣香氣しみる朝事かな  
卯の花のひとときはほふ夜風かな

須广ひろし  
粟津 岳陽  
角谷 秀文

一湾の大夕焼に迷ひ消ゆ  
身とこころ軽くなりたる更衣  
炎太鼓聞きたる後や心太  
新樹光赤子預かる余生あり  
災害にめげず螢の熊本よ  
山並の緑に映えて山法師  
能登富士を望む砂丘や麦熟るる

川田まさを  
堀 綾子  
小島 史子  
浅野 照子  
森下いわお  
新澤 和子  
長根尾郁恵

「門」土筆の会

妖精のドレスのごとき白き百合  
街の中が軽やかに更衣  
マイベース驚ゆうゆくと植田中  
地獄まで行かむとすぎな根を伸ばす  
航跡を追いかけて来たるつばめ魚  
香り立つ水仙に招かれてをり

前川美代子  
屋敷 香陽  
安田紀美恵  
池田 玲子  
高岩 満  
藤川 増野

志賀歌会

巡り来て機具岩間の白波は  
能登はやさしよおいでと奏でぬ  
竹やぶの近くに浴室ありし日を  
思いて浸れば葉ずれの聞こゆ  
確かなる自分と思へど留守時は  
ホーム行にて老の淋しさ  
土手にあるさるとりいばら緑葉の  
秋深まれば赤い玉となり  
友すすむ鏡花の本あり書架の中  
夫の残せる読みて哀しき

吉崎てい子  
藤井 信子  
東 操  
谷口 文子  
池野千絵子

人人に押されて渡るゼブラゾーン  
なれど出足の怯むことあり  
青鷺に鯉を一尾とられけり  
曇れる朝の庭に佇む

安中加奈子  
岩上 久枝

足音は肥料に勝ると人の言う

今朝あらここに黒豆のふた葉

緑濃き山脈写せる早苗田に

影ふたつ過ぎ紺碧の空

寝返りも声も発せぬ叔母なりや

そつと包みぬそのやわらかき手を

あくびする子も乗せバスは志賀小へ

朝の新たな景色となりぬ

カキツバタ満月の夜凜として

写る紫池を泳いで

悲しみの七十年耐え来た老いの背を

大統領は引き寄せ抱きぬ

コデマリが青田の道に白々と

そよ吹く風が花房揺らす

花鳥愛で一つ道究む女人訪う

朝顔つるべ忍ぶがに置かる

初夏の早苗田わたる風ぞよき

土の匂ひのかすかなる午後

豆めしや古きよき日の父母祖父母

杜若見とれていれば初蜻蛉

代々の価値の解らぬ書を曝す

其所彼所可憐に咲きし野の花も

我の都合で雑草と呼び

新緑のまぶしい朝に迎えられ

今日一日の無事を祈りぬ

真白なる飛行機雲や初夏の空

畔を塗る逝父惚びつつ宝達山眺め

農にこだわり保水と美観

向永いみ子

田端 正敏

坂井外志子

芳野 法子

牧出 浩美

芳岡 典子

投稿 短歌、俳句、川柳

まつい  
さちこ  
土田エミ子  
光 雄

吉本 興彦  
福島 信子  
松本 正子

浅子  
智子

松本理希三

「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。短歌、俳句、川柳については一首（一句）として送付ください。紙面の都合上、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

■宛先／〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1 志賀町教育委員会 生涯学習課まで ※毎月3日までにお送りください。

第24回

# 参議院議員通常選挙

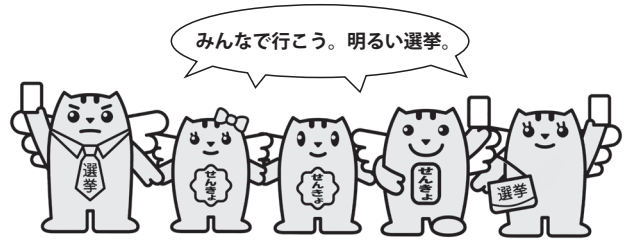
7月10日

投票時間

午前7時～午後8時

投票所へは入場券を持ってお出かけください。  
 なお、入場券をなくしても投票はできますので  
 投票所の受け付けで、申し出てください。

※入場券をお持ちいただかない場合は「運転免許証」などの本人  
 確認ができるものを提示いただく場合があります。



※明るい選挙キャラクター「めいすいくん」

次の投票所のみ投票終了時刻を  
 午後7時に繰り上げます。

## 第17投票所 稗造研修センター

(尊保、楚和、灯、阿川、入釜、鶴野屋、地保、切留)

## 【今回の選挙から 18 歳以上の人が投票できます】

昨年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上へ引き下げとなりました。7月10日に執行される参議院議員通常選挙から適用されます。(引き続き3カ月以上居住しているなどの要件があります)

選挙権年齢の引き下げは、少子高齢化が進む中、日本の将来を担う若い世代の「声」をこれまで以上に政治に取り入れ、社会に反映することを目的としています。

若年層の投票率は低い傾向が続いていますが、棄権することなく、投票しましょう。

国政選挙		衆議院議員の選挙	小選挙区選挙 比例代表選挙
		参議院議員の選挙	選挙区選挙 比例代表選挙
地方選挙	県	知事の選挙	
		県議会議員の選挙	
	町	町長選挙	
		町議会議員の選挙	

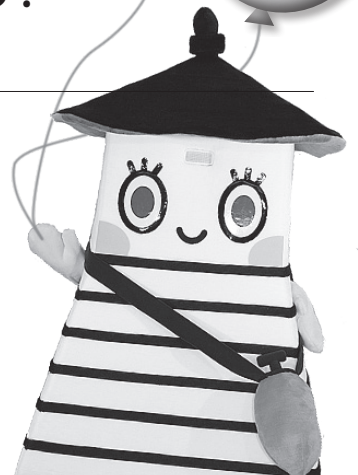
**A** どの選挙でも投票できます。選挙の種類には、衆議院と参議院の国会議員を選ぶ「国政選挙」や、県知事や県議会議員、町長や町議会議員を選ぶ「地方選挙」などがあります。

**Q** 18歳 19歳  
 どんな選挙でも投票できるの？

**Q** 18歳未満の人が、選挙運動もできるの？

**A** 18歳未満の人が、選挙運動をすることは法律で禁止されています。候補者のお子さんや親族であっても、18歳未満の人は選挙運動できません。特定の候補者、政党への投票を呼びかけるたりすることは法律違反です。

18歳以上の人は、立候補届出(公示)日から投票日の前日までの期間は選挙運動を行うことができます。しかし、候補者、政党、有権者それぞれに一定のルールがあります。



②投票日に入場券を持って投票所に行く

投票は午前7時から午後8時まで

7/10

※一部投票所を除く

①投票所入場券（ハガキ）が届く

〒925-0198  
志賀町末吉千古 1-1  
志賀 めいすい 様

選挙事務 投票日 7月10日(日)

参議院議員通常選挙  
投票所入場券

この投票所入場券は、公費を4割を合わせて発行しています。4割は請求書は、2割以上は自分で負担する必要があります。

投票日 7月10日(日) 7:00～20:00  
投票所 志賀町保健福祉センター

至急封封してください

**Q** どうやって投票するの？

**A** 住所地に投票所入場券が届きます。入場券を持って、記載の投票所へ行き、投票しましょう。

③受け付けをして名簿と照合し、投票用紙を受け取る

④投票記載所で候補者の氏名（または政党名）を記入する

⑤投票箱に投票して終了

【場所】 役場町民ホールと富来活性化センター 中会議室

また、志賀高校で、7月7日(休)の午後5時から6時の間、期日前投票ができます。入場券を持って来場してください。

【期間】 6月23日(木)から7月9日(土)までの毎日

【時間】 午前8時30分から午後8時まで

**期日前投票**

**A** 今回の選挙は、投票日の17日前から、役場本庁者と富来活性化センターで、期日前投票ができます。

**Q** 投票日は、用事がある場合に行けない場合は？

**01 病院、老人ホームなどでする不在者投票**

病院に入院している、老人ホームなどに入所している人は、その施設が不在者投票を取り扱うことができ、その施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所している施設に問い合わせてください。

**不在者投票**

**A** 病院に入院している、老人ホームなどに入所している、出張中で投票できない、体の不自由な人など、投票所で投票することができない人は、不在者投票ができます。

**Q** 投票日も期日前投票も行けない場合は？

**03 郵便による不在者投票**

身体に重度の障がいがある人で一定の要件に該当する人は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。この場合は、郵便等投票証明書が必要です。交付を受けていない人や期限切れの人は、早めに選挙管理委員会に申請してください。

**02 他の市区町村でする不在者投票**

長期間出張中の人などは、滞在している市区町村の選挙管理委員会でする不在者投票をすることができます。この場合は、宣誓書を添えて志賀町選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。なお、郵便で投票用紙などを送るので、早めに請求してください。ただし、自宅や勤め先など、滞在する市区町村の選挙管理委員会以外の場所でする投票は受け付けてもらえません。

**A** 投票日にも期日前投票も行けない場合は、他の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票を請求してください。

# 志賀町国民健康保険に加入している皆さんへ

平成  
28年度

## 国民健康保険税の納税通知書は 7月中旬に郵送します

### 国民健康保険税額は

- ①一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めます。  
世帯主がほかの健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。
- ②年度（4月～翌年3月）途中で国民健康保険に加入したり、国民健康保険をやめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算されます。
- ③所得割・資産割・均等割・平等割の組み合わせによって計算します。  
40歳から64歳までの人がいれば介護保険料の分を追加して計算します。
- ④所得情報がないと所得が把握できないため正確な国民健康保険税が計算できません。  
所得の情報がない人については、税務課から対象者宛てに通知が送られています。

### 年度途中でも、税金額が変わることがあります

- ①新しく国民健康保険に加入した人がいるとき  
ほかの健康保険をやめて国民健康保険に加入したとき、または転入、出生などにより国民健康保険に加入したときなどに、国民健康保険税が追加になります。加入する場合は、必ず届け出が必要です。
- ②国民健康保険をやめた人がいるとき  
ほかの健康保険に加入したとき、または転出、死亡などにより国民健康保険をやめたときなどに国民健康保険税が減額になります。ほかの健康保険に加入した場合は、必ず届け出が必要です。そのままにしておくと、国民健康保険税がかかったままになります。
- ③所得情報がわかったとき  
転入してきた人については、前年の所得が不明なため役場が前住所地に通知で問い合わせします。所得が判明したあとに国民健康保険税が変更になることがあります。
- ④所得申告の内容が変更されたとき  
税務署からの情報などにより所得申告の内容が変更になり、それとともなって国民健康保険税も変更になることがあります。
- ⑤40歳に到達したとき  
40～64歳までの人は、介護保険料の分が追加されるため国民健康保険税が増額になります。

納付書は、全期分を発送しますので、なくさないようにお願いします。

28年度	納期限
1期	8月1日(月)
2期	8月31日(水)
3期	9月30日(金)
4期	10月31日(月)
5期	11月30日(水)
6期	12月26日(月)
7期	1月31日(火)
8期	2月28日(火)
9期	3月31日(金)

※口座振替の人は、納期限に引き落としします。残高確認を忘れずをお願いします。

今年度から  
国保税の限度額が  
改正になりました。

医療分

52万円→54万円に、

支援金分

17万円→19万円に  
変わります。

70歳から74歳までの国民健康保険加入者へ

7月は高齢受給者証の更新時期です。

現在お持ちの高齢受給者証は7月31日で有効期限を迎えるため、新しい高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。

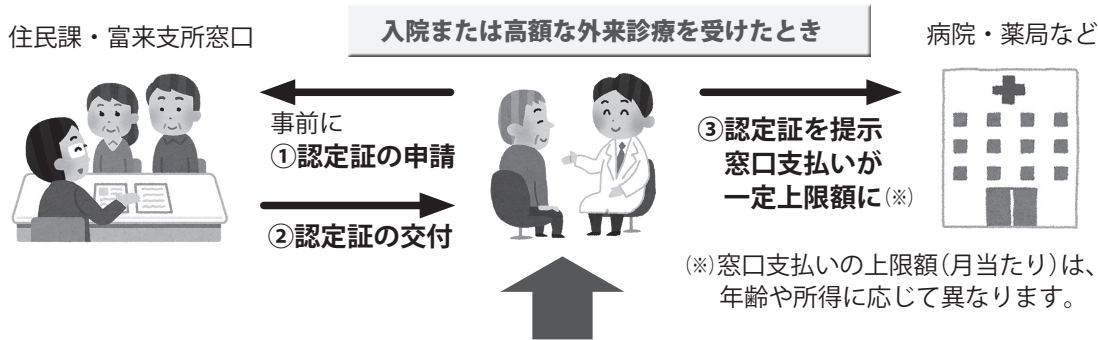
一部負担金の割合は、前年の所得により決まりますので、受け取り後、内容に誤りがないか確認してください。

- ・高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月から適用されます。
- ・後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された人は除きます。
- ・病院にかかるときは「高齢受給者証」と「保険証」を持参してください。

志賀町国民健康保険の『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』を持っている人へ

現在の証は、7月31日(日)で有効期限を迎えます。

引き続きが必要な人は、住民課または富来支所で申請をお願いします。



これにより、一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
・70歳未満の人 ・70歳以上の非課税世帯などの人	住民課または富来支所で「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を提示してください
・70歳以上75歳未満で非課税世帯などではない人	必要ありません	「保険証」・「高齢受給者証」を提示してください
・75歳以上で非課税世帯などではない人	必要ありません	「保険証」を提示してください

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。(窓口で自己負担額を支払い後、高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日支給されます)

「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

志賀町国民健康保険 優良家庭報償事業のご案内

志賀町国民健康保険では、毎年、国民健康保険の加入世帯で国民健康保険税を完納していて、当該年度に医療機関の受診がない世帯に記念品を贈呈しています。

※特定健康診査を受けていること、ならびに受診結果に「要医療」と判定されていないことが必要要件に加わりますので注意してください。

